

平成 28 年度
事業計画書

介護老人福祉施設

大津みやび野ホーム

1. 事業の内容

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業の指定 | 指定介護老人福祉施設 |
| (2) 事業の名称 | 特別養護老人ホーム 大津みやび野ホーム |
| (3) 指定番号 | 2874007673 |
| (4) 施設の所在地 | 〒671-1146
姫路市大津区大津町1丁目31番地111
TEL 079-236-7760
FAX 079-236-3180 |
| (5) 事業開始 | 平成26年4月1日 |
| (6) 管理者 | 施設長 細野欣之 |
| (7) 利用定員 | 70人 |

2. 事業の目的

身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時支援を必要とし、かつ居宅において支援を受ける事が困難な要介護者を受入れる。

そして、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立（自律）した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、利用者に日常生活を営むため必要な居室及び共用施設と介護福祉サービスを提供する。

3. 事業の基本方針

利用者にとってかけがえのない人生を自立した一人の人として、楽しく幸せに生き甲斐の持てる生活が送れるよう、いたわりと思いやりのある暖かい雰囲気の中で質の高いサービス提供に努める。

4. 処遇の基本理念

- (1) 自己決定の尊重
利用者自身の主体性や意思を尊重した接遇や支援を行う。
- (2) ADLの向上を目指す
現存能力を活用して、心身の自立（自律）を目指す支援を行う。
- (3) 利用者の生活を豊かにする
ユニット機能を活かし、利用者個々のライフサイクルに合わせた支援を行う。

5. 処遇の基本方針

利用者の主体性・ニーズ・意思を尊重し、現存能力（ストレングスやエンパワメント）を活用し、最小限の支援によって自立性を引き出し、生活の質の向上に努める。

利用者が安心して生活し、心身ともに生き生きとした生活を過ごすことができるよう、明るく楽しく、いたわりと思いやりのある暖かい家庭的なケアを目指す。

職員は、常に利用者を主体とし、利用者の立場に立って考え行動することを基本とする。そのために技術や知識の積極的な集積、さらに、施設内外の研修に参加するなど自己の向上・研鑽に努める。

6. 事業目標

「“いたわりと思いやり”を持って地域の福祉拠点として信頼されるサービス提供を」

高齢社会の中で特別養護老人ホームとして入居者が「介護を受けるべき人」ではなく、地域の中で生活する社会の一員「生活する人」として過ごせるよう、人権を尊重し、尊厳が保持された暮らしを支えていくことを目標に“誰もが暮らしたいと思える空間作り”として、入居者だけでなく家族や地域の方々からも信頼される施設づくりを目指す。

- (1) 入居者個別のニーズに応じたケアの実現に向けて、入居者並びに家族と各職種を交えた個別面談を実施する。また、入居者、家族にとって安心して生活ができるケアの実現に向けて、個別に24時間シートを作成し、活用していく。さらに説明のできるケアの実現に向けて、情報の共有化のシステム作りに努めるなど報告・連絡・相談を徹底し、職種間の連携を強化する。あわせて、質の高いケアの実現に向けて、第三者評価（介護保険第三者・外部評価機構 H.R. コーポレーション）を受審する。
- (2) 生活歴、趣味を考慮した楽しみや潤いのある生活が過ごせるなど入居者の個々の生活の質の向上にむけて、業務内容を創意・工夫し、ゆとりの時間を捻出していくことで、余暇プログラムの充実を図る。また、ノーマライゼーションの思想に基づき、当たり前な生活が営めるよう暮らしをデザイン（四季の行事の充実、メリハリのある生活の支援）していくとともに家庭らしさ（暮らしの場）を感じられる環境作りにも努める。
- (3) 「教わる側」だけでなく、「教える側」、双方の成長を目指すなど支援者としてのモチベーションの維持・向上と燃え尽き症候群の防止を図るための教育体制の確立にむけて、日常の支援や業務を通じて行なう OJT 教育により、個々の職員の特長に応じた助言や指導を行なう。あわせて、日常的な個別指導による密なコミュニケーションにより、職員間の相互理解と信頼関係を深めていく。
- (4) 有事に備えての防災対策として、食料品のみならずライフラインが途絶えた際でも生活を保障できるように必要物品一覧表を作成し、備蓄・管理を行う。また、地震等の自然災害にも対応するマニュアルを作成し、訓練等を通じて、各職員に周知を図り、防災意識を高めていくことで、福祉避難所としての役割や機能も果たせるように努める。

7. 処遇の目標

- (1) 一人一人の人権を尊重し、尊厳が保てる暮らしを送れるケアの実践
- (2) 現存機能を活用した、「自立・自律」を目指したケアの実践
- (3) 言葉として意思表示できない、又、自己主張のできない部分に気づき、配慮したケアの実践
- (4) 一人ひとりのニーズを受容・認識し、それに基づいた施設サービス計画の作成、実践

8. 職員配置

職 種	配 置 人 数			指 定 基 準
	常 勤	非 常 勤	パート	
施 設 長	1名			1名
事 務 員			1名	
介護支援専門員	1名			1名
生 活 相 談 員	1名			1名
機能訓練指導員	1名			1名
看 護 職 員	2名		3名	3名
介 護 員	26名		16名	看護師を含めて (3:1)
管 理 栄 養 士	1名			1名
調 理 員			13名	
医 師			1名	1名
宿 直 員			3名	
合 計	33名		37名	

※ 短期入所生活介護の職員も含む

9. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	
施 設 長 介護支援専門員 生活相談員 栄 養 士	通 常	9:00~17:45
看 護 職 員 訓 練 指 導 員	通 常 遅 出	9:00~17:45 10:00~18:45
介 護 員	勤務 (A)	7:45~16:30
	勤務 (B)	10:30~19:15
		11:00~19:45
	勤務 (C)	10:00~18:45
	勤務 (D)	9:30~16:30
	勤務 (EF) ☆	18:00~翌 10:15
	勤務 (G)	9:00~13:00
	勤務 (J)	9:00~17:45
	勤務 (M)	9:00~17:00
勤務 (P)	9:00~15:00	

職 種	勤 務 体 制
調 理 員	勤務 (B) 6 : 00～12 : 30
	勤務 (B#) 6 : 00～14 : 15
	勤務 (D#) 7 : 30～16 : 00
	勤務 (D) 8 : 00～16 : 00
	勤務 (E) 9 : 00～17 : 45
	勤務 (G) 10 : 45～19 : 30
	勤務 (C) 8 : 00～13 : 30
医 師	毎週火曜日 13 : 30～15 : 00
宿 直 員	18 : 00～8 : 00

10. サービスの種類及び概要

サービスの種類	概 要
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食など利用者の時間にあわせて食事を提供する。 ・ユニットキッチンを活用し、鍋や焼きそば・うどん、お好み焼きなどの鉄板焼きやおやつ作りなどを利用者とともに行う。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴又は清拭を週2回は行う。
お 誕 生 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット毎に誕生日会等を行う。
買 物 外 出	<ul style="list-style-type: none"> ・日々、提供するおやつのお買出しに近隣のスーパーマーケットまで出かける。また、近隣のショッピングセンター等へ買物や外食に出かける。
散 髪	<ul style="list-style-type: none"> ・理容師の訪問により散髪を行う。(実費)

11. 年間行事計画

月	行 事 内 容
4 月	・お花見
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・バーベキュー ・家族会総会
6 月	・あじさい観賞 (たつの市：世界の梅公園)
7 月	・七夕会
8 月	・納涼祭
9 月	・寿会
10 月	・魚吹八幡神社の秋祭り見学

月	行 事 内 容
11月	・ 運動会 ・ 紅葉、菊花観賞
12月	・ クリスマス会
1月	・ 初詣 ・ 書初め会
2月	・ 節分（豆まき）
3月	・ 梅林観賞（たつの市：大浦海岸）

12. 趣味等いきがい活動

手芸やちぎり絵、音楽鑑賞、斉唱、体操、近隣での散歩などのいきがい活動については、利用者本人の意思を確認しながらユニット毎にレクリエーションとして随時、行う。また、利用者の希望に応じて、適宜、近隣の公共施設や神社等までドライブとして出かける。

13. 週間事業計画

	月	火	水	木	金	土
第1週	入浴 リハビリ	入浴 リハビリ パン訪問販売	入浴 リハビリ 買物外出	入浴 リハビリ	入浴 リハビリ	入浴 リハビリ
第2週	入浴 リハビリ	散髪 入浴 リハビリ パン訪問販売	入浴 リハビリ 買物外出	入浴 リハビリ	入浴 リハビリ	入浴 リハビリ
第3週	入浴 リハビリ	入浴 リハビリ パン訪問販売	入浴 リハビリ 買物外出	入浴 リハビリ	入浴 リハビリ	入浴 リハビリ
第4週	入浴 リハビリ 避難訓練	入浴 リハビリ パン訪問販売	入浴 リハビリ 買物外出	入浴 リハビリ	入浴 リハビリ	入浴 リハビリ

14. 施設の安全対策

毎月第4週月曜日に避難訓練を行う。（但し日曜、祝日の場合、翌日または翌々日）
3月は、網干消防署と合同避難訓練の実施。

15. ボランティア等地域住民との交流

- (1) 姫路市介護支援ボランティア（随時）
- (2) フラダンスボランティア（随時）
- (3) 大正琴演奏ボランティア（随時）
- (4) 地元自治会行事に対する施設開放（随時）

16. その他の事業（兵庫県委託事業）

(1) 認知症予防教室の開催

年間1回。県民を対象に認知症に関する関心を高め、認知症の予防、また、症状の早期発見・治療につなげるための教室を開催する。

(2) 介護技術講習会の開催

年間2回。要支援、要介護状態の方々が、できる限り住み慣れた自宅で暮すためには、介護保険内、外のサービスに加えて、家族の介護力を高めることも必要不可欠なことから、県民を対象に施設の持っている介護に関する知識や技術など情報を発信し、意見交換するための講習会を開催する。

(3) 介護業務1日体験講座（兵庫県委託事業）

年間1回。特別養護老人ホームにおいて介護職員の確保が困難な状況を踏まえ、中高年層、子育てを一段落した女性、離職者等を対象に、特別養護老人ホームにおける実際の業務を1日体験する機会を提供する。

17. ホームだよりの発行

毎月、ホームだよりを発行する。（年12回）

18. 職員の処遇

個人情報保護規程や倫理規程を遵守したケアを実践するなど福祉に携わる職員としての誇りと自覚、責任を持ち、何事にも前向きな姿勢で取り組むことのできる環境作りに努める。

施設内研修を積極的に実施するとともに、外部の研修会や講演会等にも参加し、幅広い知識や技術を身につけ、職員としての教養と品位を高めるよう努める。

労働基準法を遵守し、職員の健康保持及び管理には、十分に留意するとともに心身の健康増進を図るため、レクリエーション等を積極的に取り入れ、働きやすい職場、明るい職場、楽しい職場としての環境作りを推進する。

職員の福利厚生に努める。

19. 委員会

- (1) 身体拘束・虐待防止委員会
- (2) リスクマネジメント委員会
- (3) 感染症対策委員会
- (4) 食事委員会
- (5) 排泄委員会
- (6) 入浴委員会
- (7) レクリエーション委員会
- (8) 褥瘡委員会
- (9) OJT教育委員会

20. 施設内職員研修

実施月	研修名	対象職員	担当委員会
4月	コンプライアンス、理念について	全職員	統括事務長
5月	人権意識について	全職員	介護支援専門員
6月	食中毒について	全職員	管理栄養士
7月	介護技術研修	全職員	ユニットリーダー
8月	褥瘡について	全職員	看護師
9月	入浴ケアについて	全職員	入浴委員会

実施月	研 修 名	対 象 職 員	担 当 委 員 会
10月	排泄ケアについて	全 職 員	排 泄 委 員 会
11月	感染症について	全 職 員	ユ ニ ッ ト リ ー ダ ー
12月	看取りケアについて	全 職 員	介 護 支 援 専 門 員
1月	食事ケアについて	全 職 員	食 事 委 員 会
2月	介護保険制度について	全 職 員	居 宅 介 護 支 援 専 門 員
3月	リスクマネジメントについて	全 職 員	生 活 相 談 員

※ 新人職員入職時には、適宜、OJT教育を実施する。

特別研修

月	研 修 名		研修担当
6月	リスクマネジメント研修	全 職 員	外部講師
9月	産業医研修会	全 職 員	産業医
10月	福祉サービス研修	全 職 員	管理者

21. 施設外職員研修

- ・ 姫路市主催の研修会
- ・ 兵庫県老人福祉事業協会主催の研修会
- ・ 姫路市老人福祉施設連盟主催の研修会
- ・ 兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所主催の研修会
- ・ 姫路市地域リハビリテーション支援センター主催の研修会
- ・ ユニットリーダー研修
- ・ 認知症介護実践（実践者）研修
- ・ 認知症介護実践（実践リーダー）研修